

去年九月より翌年三月までノ間ノ解雇
 者ニ對シテハ第三條ノ年者ノ之割増ナラズ
 (九月より三月までノ間ハ之ノ割増ナラズ
 ハ甚カクニシテ他ニ就職スルコト困難ナリ)
 以上ノ要求ニ對シテハ九月三十日午後三時迄
 三會社側ヨリ返答ヲ與ヘンコトナリ居ルニ
 十月十日ノ夜ストライキヲ開始シテ電力ヲ遮
 絶シタル為メ秋山農(青森縣聯合會長)等
 以下十三名ノ夜五子署ニ拘留セラル
 以上ノ要求ニ對シテハ十月廿日五子署ニ於テ
 三會社側ト職工側ト會見シテ左ノ條件ニ於
 テ合意セラル

三會社側

十の日の夜